

令和3年8月の様式集の改定について

令和3年8月2日付で中小企業等経営強化法をはじめとする関係法令の一部が改定され、様式の条項数が変更になりました。

これに伴い、

1 事前確認申請の場合

令和3年8月2日以降の申請については

「エンジェル税制 様式集（令和3年8月2日改定版）」

を利用していただくことになります。

2 払込後申請の場合

令和3年8月2日以降に個人投資家が出資（会社設立時及び増資時に出資）した場合は、

「エンジェル税制 様式集（令和3年8月2日改定版）」

を利用していただくことになります。

一方、令和2年4月1日～令和3年3月31日に個人投資家が出資している場合は、

「エンジェル税制 様式集（令和2年4月1日改定版）」

を御利用ください。※

なお、令和3年8月2日以降に出資される場合であっても、改定前（令和2年4月1日から令和3年8月1日以前）に投資契約書（追加覚書を含む）や組合契約書の追加覚書（参考10、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5）をすでに「締結」している場合には、「エンジェル税制 様式集（令和2年4月1日改定版）」の参考様式（参考10、11-1、11-2、11-3、11-4、11-5）を御参照ください。

<https://angel-tax.tokyo/document/document01.php>

※基準日（会社設立日または増資日）が令和2年3月31日以前の案件を申請される場合は、御利用する様式集がホームページには掲載しておりませんので、問い合わせ窓口（東京都産業労働局商工部創業支援課エンジェル税制担当）にお問い合わせください。